

西真寺通信

令和六年夏号 発行 西真寺

● 妬みと嫉みから分かること

妬み(ねたみ)は、他者をうらやましく思い、憎しみの感情を抱くこと。そして、嫉み(そねみ)とは、うらやましくて悔しい感情を表しているようです。この二つが合わさって「嫉妬」になります。「嫉妬」とは、羨望と憎しみの感情が両面的に働いている状態を意味しています。

「この両面性は、仏教でいえば、煩惱の三毒に表している「貪欲・瞋恚・愚痴」(無明・本当のことを知らない無知)によるはたらきでありましょう。心理学でいえば、防衛機制(防衛本能)である「投影」による両面性として理解できます。

(両面性:ひとつの物事に対して、逆の感情や行動を同時に併存する)と)

我々は、内なる羨望心から生まれた理想像を抱き、他者に対してこのイメージ像を「投影」します。この内なる理想像と他者が一体化することで、他者はカリスマ化される訳です。その対象は、若いときはアイドルや恋愛、年を取れば、英雄や為政者になります。しかし、そのイメージ像が、自分が思い描いた理想でなかった場合、感情は憎しみに代わりします。

僧侶に対して抱く感情は、この両面性に満ちています。僧侶に向けられる視点は、自己の内なる理想像からの「投影」です。常にこの理想像を僧侶に対し差し向けているからこそ、自己の理想的ものさしから外れれば、即「くそ坊主」や「生草坊主」という憎しみに代わるのです。

僧侶の数は激減し、兼業率が増

え、仕事をしながら資格を取り、会社休日に寺役をこなし、家族サービスも儘ならない状態です。寺院の運営資金の多くが、布施や護持会費によって成り立ちます。しかし、法事や葬儀の減少、修繕費や経費の高騰により、住職や坊主が寺院に寄付しなければ、寺は護持伝承できないのが現状です。

住職は、寺院の収入から給料を支給され、給料には所得税がかかります。寺院の支払いが足りなければ、給料を戻し、支払いに回さなければなりません。また坊主は、全て無給で寺に奉仕し、両者共に、満足している身です。

小此木啓吾は、「自己愛。パース

ナリティの人がねたみ深いというのは、羨望心が強いという意味です。たとえば、他人の成功や他人が自己愛の満足を得ることを許すことができないのです。ですから、他人の自己愛の満足の喜び

に共感することができないし、他人の自己愛の傷つきに対して、悲しみや痛みがわからない」(『自己愛人間』1992年)と述べ、自己愛の不健全性と妬みとの相関、他者を許さない不寛容性を指摘しています。

よく「坊主丸儲け」と言いますが、宗教法人法施行(1951年)以前の話であります。何度も言いますが、僧侶は寺院から給与をもらい、収入に対して税金を払っています。「坊主丸儲け」など存在しません。大きな寺院でも定期的に税務署が入り、追徴課税されており、会社法人と変わらない扱いです。

浄土真宗本願寺派の調査では、後継者が決まっている寺院は四四%、他宗派も同レベルです。

寺院が抱える苦しみや痛みが分からない人たちが、「くそ坊主」と揶揄する道筋には、「無明」さがあります。相互に共感できる道筋には、光に満ちた将来があります。

傍観者である私と死刑

「応報と「赦されるいのち」を問う」

我々傍観者は、加害者に向けて憎悪を「投影」し、死刑を望みます。この情動自体、集団における防衛的な「怒りと憎しみ」であり、色付けされた心の渦による反応として捉えられます。

防衛反応（防衛機制）とは、自己の内的葛藤を抱えきれない状態で、思考より恐れや「不安」が勝り、これを解消するために他者を攻撃する一時的な生物的反応を指しています。

我々傍観者は、加害者に対する防衛反応によって、内的な葛藤に脆弱な分、無意識に必要な以上の「怒りと憎しみ」（応報感情）を加害者に差し向けていないでしょうか。

さらに我々傍観者は、国の保証を得た、集団的な公開いじめ、すなわち「供犠」に参加していかないだろうかという感覚が残ります。「供犠」とは、神霊に生贄を捧げる、原始的な群れによる媒介儀礼を指します。

我々傍観者は、常に被害者の心に

沿うことで群れの結束力を高めようとしています。日本における死刑存置派が圧倒的に多い理由の一つが、群れの心理です。それだけの熱を持ち、「怒りと憎しみ」に満ちた情動が優先する群れを形成しようとしています。

群れに入ると「安心」しますが、それは本当の「安心」とは言えません。群れからはぐれると、直ぐに「不安」になりますし、自分の居場所がなくなると、葛藤する過程において動物的な脆弱性を持っています。（日本の行政機構の中核である内閣においても群れから脱皮できない程です）

掛川泰典は、防衛反応による「怒りと憎しみ」は、「起こった出来事」に対する「怒りと憎しみ」ではなく、「傷ついた不安な心」をマスキングすることで生じる、と指摘しています。

また、相手の心情を理解する過程において、最初は感情に対し、感情で応えることは共感する過程で大変重要である。しかし、次第に話し合う論理的体制モードで応える必要があることを、掛川は述べています。

被害者家族の「怒りと憎しみ」の

背景に「傷ついた不安な心」があることを理解できる立場にいるのは、我々傍観者ではないでしょうか。我々傍観者は、最初、共感する立場で一緒に「怒りと憎しみ」を加害者に投影することも必要です。しかし、その背景にある「傷ついた不安な心」を理解し支えなければ、被害者の心に寄り添うことや論理的な議論すら出来ないのではないかと思います。

二〇一五年にパリ連続襲撃事件で犠牲になった女性の夫アントワーヌさんが、犯人に宛てた言葉に「憎しみ」という贈り物をあなたにあげたりしない」があります。なぜこの主体性を持つ独立心は、日本で生まれにくいのでしょうか。

被害者家族も加害者家族も当事者であり、その日本の村社会の群れから独立した主体性を持った人達であります。なぜなら、国家は死刑執行によって被害者を、「もうこれで十分でしょ」と済んだ事として、群れから見放すからです。

我々は当事者が持つ感覚すら理

解できないし、当事者程深く、もしくは強く生きていない。只不安を抱え、葛藤に弱く、主体性の無い傍観者であることが理解出来ません。我々は、只の無責任な野次馬に過ぎない存在なのです。

私は、心の渦である情動から抜け出て、客観的に思考を巡らせました。傍観者である自分は、そんな薄っぺらな存在でありながら、強く加害者を罵り、必要以上に排他的態度に駆られていたのだと、感じてしまいます。

人間には、赦されることで互いに救われる世界があっても良い、いや必要だと思えます。日本には、その「赦しの機会」を与える土壌はありません。一方で、日本の社会の中に暴力を暗黙の内に認める土壌があります。それは、国の殺人制度である死刑制度を維持する土壌そのものであると思えます。もし、その土壌を改良するならば、赦すことで生かされたいのちの存在を認める必要があります。死刑廃止国にはそれがあのです。

どんな人間でも、生きる権利はあります。(生存権…憲法二十五条)それは与えられたいのちであり、賜ったいのちであるからです。つながるいのちは、誰かの所有物ではないはずです。そして、そのいのちは、当事者も傍観者も共に「傷ついた不安な心」を持ったいのちなのです。

我々傍観者は、被害者家族が抱える「怒りと憎しみ」と相反する「赦し」の心情も認めなければなりません。傍観者が出来ることは、その両個性の生き方に理解を示し、見守ること、そして当事者に学ぶことなのではないでしょうか。

死刑廃止国にある「赦されるいのち」は、加害者のいのちのみならず被害者家族、加害者家族が共に開かれて往けるいのちだと私は思います。

おそらく、集団的公開いじめという現象が起こらない土壌を持つ社会の方が、「赦し」を共有できる世界であると思われれます。その社

会とは、自他共に当事者として主体的に生きる能力をもつ、不安の無い社会であります。

法然上人の父親は、押領使という役人でしたが、武士に闇討ちされました。瀕死の重傷を負った父親の前で、恨みを果たすと誓った9歳の法然に対し伝えた、父親の言葉が後世に残っています。

要約すれば、「決して恨んではならない。かたき討ちをすればその子供がそなたを殺し、次にそなたの子どもがかたき討ちをした者を殺す。これが何代にも続くのだ。愚かなことである。本当に私のことを思うならば(この流転を断ち切り)、出家して仏法を求めよ」と言い残して法然上人の父親は亡くなりました。

前述のアントワヌさんの言葉は、残された息子の将来に「憎しみ」を持ち込まない意思の表明でした。同様に、法然の将来を願う親の真心が息子に伝わり、息子が父親の願いを受け容れたから成立した「赦されるいのち」の機会です。

幼い法然の将来が父親の「赦し」によつて開かれていった、その「赦されるいのち」の機会を、父親が法然に与えたのだと思います。殺人による「怒り」と憎しみの連続した生き方を、人間の先にある葛藤に対し、聞く耳を、本当に望むのでしょうか。憎しみは、生涯を生きてほしいと願うことは、

真に開放される生き方につながるのでしょうか。死刑によって、また人が死ぬことを望み続ける生涯を、いのちを絶たれた人間が遺族に対して真に願っているならば、苦しみを与え続ける願いになるのです。この被害者の「赦されるいのち」の機会を残すことは、被害者家族の将来からの問いかけです。

傍観者がこの「赦しの機会」を見守り、被害者家族と加害者家族の、その後の体験等に聞く耳を持つ主体性が求められます。日本版「和解のため

の殺人事件被害者遺族の会」(注)が実現しない理由はどこにあるのでしょうか。その理由は、常に悪を対象に見ること、一時的な安心を得る防衛本能のはたらきによるものだからなのではないでしょうか。

「投影」とは自己の受け容れが「影」の像を他人に無意識に投げかけることで、他人事のように見ることが可能となります。自分に自分を誤魔化すことができる基本的には人間の不安に対する防衛機制として考えられています。この「影」の投影は、復讐や嫉妬を含んだ自己愛的な怒りを含んでいるはたらきであること

傍観者が常に自己の悪を他者に

宮中の「追儺」に由来する悪鬼を払う儀式を指し、家庭に憑く悪霊や鬼を払う払行事だそうです。

いくら悪霊払いしても内なる影は肥大化し、「怒りと憎しみ」の心にある苦しみを生む「不安」は残ります。その事に気づいていないのが我々傍観者なのです。

なぜなら、加害者の死刑が執行されることで、その憎しみが緩和化されず、その喪失を取り戻すことは出来ません。その憎しみを抱いたまま、とられることで苦しみます。死刑執行以降には、流転の苦しみがあり、「出口の無い永遠の苦しみ」が待っています。被害者家族が、複雑な葛藤を抱えながら生きられる環境社会の構築こそ、死刑制度よりもより重要であり必要なことではないでしょうか。

しかし、その肝心な社会とは、群れから成る村社会なのです。村社会の構造の中に依拠する傍観者の集団心理である「供犠」が死刑制度を肯定していることは、否めません。また、悪を映し出す対象をたとえ排除しても安心は継続しません。

しかしながら、群れ自体が「赦されるのち」の機会を設けた事例があります。アパルトヘイト(1948-1994)が行われた、マンデラ大統領による、南アフリカ真実和解委員会の事例です。そこで選択された憲法は、憎しみの恐怖、犯罪行為、復讐等が生み出した過去の悪しき遺産から乗り越える為に、全ての加害行為の8千件に恩赦を与えたのです。このような「修復的司法」の模索が、「供犠」が最優先される後進国で実践されているのです。

我々傍観者は一次的な安心を求める為、新たな異質者を探し、排除していく過程で、統治する側に、傍観者は容易に取り込まれるのだと思います。

森達也は、日本人が持つ統治や管理されることへの親和性が、死刑という絶対権力の発現に依拠する原因であると指摘しています。この主体性の無さが、「出口の無い永遠の苦しみ」を作り続けている要因なのではないでしょうか。

我々傍観者は、当事者と共に

「怒りと憎しみ」を抱え続ける

と、つまり心の渦(情動)を肥大化させることよりも、「傷ついた不安な心」を共に悲しむことができる共感力が求められているのではないかと思います。

どんな人間でも条件次第でいつでも人を殺す当事者になります。親鸞が「さるべき業縁のもよおせば、いかなるふるまいもすべし」と述べている通りです。その場合には、我々傍観者は、親愛なる群れから、さらに国家によって容赦なく「供犠」に晒され殺されます。

我々傍観者は自分の根本に潜む悪(影)を認めて生きることを拒んでいるのかもしれませんが。それだけ人間が感情に支配され、かつ防衛的であり、本能が知識や思慮を凌駕している「有情」(ただの生きもの)だからなのでしょう。

加害者を遺族とともに憎むことができないなら、遺族が加害者を赦す心にも理解を示すこともできるはず。自分を守るため、その場しのぎの感情に応報するだけなら「有情」なる生き物です。

私たち人間が、「有情」と異なるのは、いつか自分に潜む悪を含めた本当の自分を認められる「有覚」として生きることが出来る。そのことを主体的な傍観者として、私は主張し続けたいと思います。

なぜなら、アントワーヌさんやマンデラや法然は、「有情」の流転の苦しみを断ち切り開放された「有覚」を生きた当事者であったからです。法然は、自己の内にある悪を一度は他者に投影しましたが、その「投影を引き戻す」ことで、流転の苦しみから解放された「有覚」のモデルなのです。

私たちは、自分に目覚める「有覚」を主体的に生きる為に、この世に生を賜ったのではないのでしょうか。

共に苦しみから解放される為の仏教の智慧が、死刑制度を通して私たち傍観者(凡夫)の問いとして、常に示されていると感じております。

(注)米国「和解のための殺人事件被害者遺族の会」：家族を殺された遺族たちと、死刑囚の家族たちが、死刑制度の反対運動を始め、「修復的司法」の実現を目指している。(終り)